

[報告レジュメ]

日本における「難民」受入れをめぐる規範意識のこれまでとこれから
——難民条約以前の「難民」の取扱いから考える——

小 畑 郁
(名古屋大学)

はじめに

自己紹介 1959年10月、大阪府堺市生まれ、同八尾市で育つ
在日コリアン問題が、国際関係・国際法に関心をもつきっかけ
名古屋大学法学部で「国際法各論Ⅱ（国際人権法）」、
同法科大学院で「外国人と法」を長年担当

※報告題目と同名の論文、難民研究ジャーナル11号（2022年）50-63頁掲載を契機
関連文献で、とくに言及すべきもの：Redmond 2017; 高谷 2017; 鄭 2022

I 背景的問題意識

1. 「条約難民」とそれ以外の難民の対照的取扱い
——リーガリズムを隠れ蓑にした<国際法ニヒリズム>

(1) 条約難民

入管法により（一般外国人と比較すると特別に）安定的な法的地位を有する
法的には条約難民に限定 Cf. 補完的保護
実務では、認定率が国際比較でも極めて低い
—日本の難民法は、難民条約にしかその規範意識レベルでの支えをもっていない
Cf. 憲法学における「難民」という「類型」の機能不全
+<国際法には人道主義の要請に基づく規律など、あつてないようなもの>

(2) 条約難民外の「難民」

法的には、なんらの地位をも有しない
ところが、難民保護強化の必要性を説く文脈で、しばしば援用されてきたし、
行政庁の裁量に基づき特別の地位が与えられることも←政治利用の「操作」
(例) インドシナ難民、瀋陽事件（脱北者問題）、ウクライナ「避難民」

(3) 人道主義を基調とした、世界に開かれた規範意識の再構築から始めなければ
←現代世界（東アジア）の歴史構造を踏まえて

2. 「定住外国人の人権」論の（歴史的意義と）限界（小畑 2021）

(1) 非定住外国人の人権問題

生活保護（とくに医療扶助）不適用（ゴドウィン事件）

入管収容（仮放免中の劣悪な処遇を含む）

- 少なくとも当面、送還の目処が見つからない場合ですら、
その場合うち多くのかんりのケースで、「本国」の国籍が曖昧に一事実上の無国籍

(2) 定住外国人のうちの少数派への（再）入国権の著しい制約
北朝鮮との交流の制約・停止（2004年特定船舶入港禁止法制定）
2009年改正

- 「みなし再入国許可」の「有効な」旅券保持者への限定（入管法26条の2）
→韓国旅券をもたない在日コリアンへの再入国権の著しい制約（鄭2022補章）
→むしろ難民法の課題が、在日コリアンに

II 「迫害」要件の問題と難民法の再定義

1. 難民条約における実体保障と難民の定義のズレ

難民条約（→資料）における実体的保障→行き場を失った人々に対する最低限保障
⇔「難民」定義における迫害要件

2. 難民概念の本質は何か

Cf. 条約における難民定義の三要素：

- ①迫害のおそれ、②国籍国の外にある、③国籍国の保護喪失
- ②は外在的制約（Cf.国内避難民）
- ①ではなく③に本質を見いだすべきではないか（小畑2015; -2022）

3. 難民法の再定義に向けて

難民法は「地球上のどこかに住む権利」を失った現代の「人間の条件」に対応するものであるべき（小畑2011）

とくに曖昧な国籍状況のために、とりわけ国境線上で行き場を失う人々を一般的に取り扱うものとして再定義されるべき

※「曖昧な」：滞在国との関係で国籍が実効性をもっていない

4. 「地球上のどこかに住む権利」の観点からする、在留権保障の必要性・合理性 →図・末尾

III 同名論文のポイント

①難民法が適用されるべき状況は、インドシナ難民問題以前からあった
朝鮮人「密航」者（1946-）、韓国難民問題（1961-）

②それらに対して法的救済を否認する・否認してよいという意識は、
締結された難民条約の適用にも持ち越された。

その意識構造の問題は、(a)難民を生み出す構造への無理解あるいは理解拒否
(b)政府間友好関係への配慮

③難民を生み出す現代社会の構造を自分事として理解できていない

「第2次世界大戦後の（東）アジアが、むしろ難民を構造的に生み出す地域政治史プロセスを歩んできたこと、日本国家・社会もそのプロセスの重要なアクターであったことを、政治史、国際関係史、社会史といった学問分野の総力を挙げて、さらに深く広範に明らかにし、人々の標準的知識として普及するという状態が生み出されなければならない」

IV 在日コリアンの難民性とその「隠蔽」を理解するために（伊地知 2013）

1. 併合時代における境界をまたぐ生活圏の形成

濟州島－大阪の定期船（「君が代丸」）

植民地帝国日本の（非自発的）解体に伴い、入国が「不法」に

2. 濟州島四・三事件

1948年、広範に島民を組織したコミューン運動に対する徹底的弾圧

「共産蜂起」とそれに対する取締りとして、長年タブー（金=金）

3. 多民族帝国の「国民国家」への回収と、

敵味方二元論ないし政府間友好関係の考慮の支配

（→資料②：吉田首相のマッカーサー宛書簡）

「第1に、20世紀においては、人々の越境移動が東アジアにおいても大規模かつ頻繁となっていたが、第2次世界大戦後、（再）「創造」された「国民」を統合し、外に対して公式には閉じられた諸国家がこの地域で確立していくことになった。これは必然的に、「保護」をする・あるいは求めるような国家を失い、従って、国境線上で行き場を失う多くの人々を生み出すこととなった。これ自体は現代世界に共通の現象であるが、こうした現象が構造的に生じていること、そして、戦後日本社会がこぞって求めた国民主体の形成という目標が、こうした難民を生み出していることに、日本の政府のみならず社会は、全くといっていいほど自覚的ではなかった。

第2に、第1の点とも関わるが、こうして生まれた東アジアの諸国家間において、政府間の関係とは切り離して、長期的な視点から諸人民の間の友好関係を求めるという関係というものが、十分に確立できなかつた」。

文献

- ・伊地知紀子 2013 「『解放』と朝鮮人の移動」 吉原和男ほか（編）『人の移動事典』丸善
- ・小畑郁 2011 「地球上のどこかに住む権利」 書齋の窓 601号
- ・－2015 「移民・難民法における正義論批判」 世界法年報 34号
- ・－2021 「戦後日本外国人法史のなかのマクリーン『判例』」 法律時報 93巻8号
- ・－2022 「越境移動の時代における国籍と人間」 法学教室 498号
- ・高谷幸 2017 『追放と抵抗のポリティクス』 ナカニシヤ出版
- ・鄭榮恒 2022 『歴史のなかの朝鮮籍』 以文社
- ・法務研修所編〔森田芳夫〕[1955] 『在日朝鮮人処遇の推移と現状』 湖北社、1975
- ・REDMOND, Anna Louise 2017 「人道の原則が欠けた難民条約の加入動機とアジアの現実」に適合していない運用」（名古屋大学大学院法学研究科修士学位論文、未公開）